

行政書士を生きて 30 年

前会長回顧録 (連載 第 1 回)

名誉会長 宮原賢一

その 1 二十七歳の決意

私は、まだ歳が若い?(心だよ。心)せいか、表彰とかいう類のものには全く興味がなく、昨年頂いた総務大臣表彰も押入れの片隅で眠ったままだった。そんなグウタラな私が、今年は今知事表彰まで受賞させて頂いた。

この間 30 年、振り返ってみれば、駆け足で通り過ぎてしまったような気がしてならない。本会のため、行政書士制度のために十分な働きが出来たのだろうかと自問自答しながら、先達の労苦に想いを馳せ、そして希望に燃えて行政書士となった新入会員への励ましの意味をも込めて、この回顧録を執筆することにした。

昭和 48 年 あれほど激しかった学生運動も終焉へと向かい、街角には「神田川」のやるせないメロディーが流れていた。当時の私はといえば、やっとの思いで広小路学舎を卒業できたのだが、依然として、何処にも就職先を見つけれないでいた。

それもその筈で、前々年の 6 月、親の反対を押し切って 3 回生で学生結婚した私には、既に妻と子があった。子持ちの学生に好条件を提示する企業など有るはずもなく、新聞の求人欄と首引きの毎日であった。

それでも何とか石油関連の会社を見つけ、就職できたのだが、3 年で退職を余儀なくされてしまった。失業保険(雇用保険)で食い繋ぐ日々が暫く続いたが、そんなある日、妻の言った何気ない一言が、私の人生を変える転機となった。

「ねえ～ 貴方は、行政書士の資格を持っているんでしょ? 何で、その資格を生かそうとしないの?」

学生時代に、行政書士と宅地建物取引主任者資格は取得していたものの、就職に多少有利になるかな程度の考えでいた私にとって、妻の一言は正に「眼から鱗」の言葉だった。

曲りなりにも法学部を出たとはいえ、行政書士では喰えないというのが当時の世間の一般的な風潮であり、事実、行政書士の看板を街中で見かけることはなかった。

妻からの問いかけは、素朴な疑問であり、そし

て、もっともな疑問でもあった。

一週間も考えただろうか。「俺はまだ 27 歳だ。何のために法学部に入り、何のために勉強したんだ。3 年だけがばって、30 歳までに芽が出なかったら、またサラリーマンに戻ろう。」と言い訳めいた決心をし、昭和 51 年 10 月、堀川丸太町の行政書士会の扉を叩いた。(当時の会長は長谷川原司先生、第 5 支部長長谷川先生のお父さんであった。)

さあ～いよいよ独立である。こんな郡部で大丈夫か? 不安で潰れそうになる胸の内を隠しながら、開業案内、看板製作と事は進み、翌年昭和 52 年 1 月「行政書士 宮原賢一事務所」の看板を掲げ開業した。

相楽郡精華町・・・今でこそ学研都市として名高いが、当時は、家の裏の小川にザリガニが棲み、夜には蛍が飛び交うほどの田舎町であった。京都市内から移り住んだばかりの私には、友人・知人など唯の一人もいなかった。

(3 年ほど前に、新入会員の中山という人が事務所(城陽市)を訪ねてきた。何と、当時お向かいに住んでいた中山さんその人であった。縁とは奇なものである。)

さても、悪い予感というものは的中するもので、開業後 2 ヶ月を経過するというのに、電話の一つも繋ってこない日が続いた。

悶々とした日々が 3 ヶ月を過ぎようとしたある日、電話のベルが鳴った。

「代書してもらえますか?(は、はい。勿論です)実は娘が結婚することになり、結納のお品書きをして欲しいんです。(??それは代書違いです。)」ハア～これまでかなと溜息を吐く。

2 週間程して、またベルが鳴った。

「空き地を資材置き場として貸したいので、契約書を作って欲しい。」今度は本当の依頼だ。やった! やった! 仕事だ。仕事きた。

とはいうものの、そんな契約書の類など見たことも、触ったこともないというのが 27 歳の若造の本音であり、この情報の仕入先は本しかないと、早速、丸善に知識を仕入れに行った。

その甲斐もあり、2 日後、何とか契約書もでき、行政書士として初めて 3,000 円の報酬を頂くことができた。

その 3,000 円は、今でも「行政書士合格証」の額の裏で静かに眠っている。

桜もまだ蕾の昭和 52 年春、私が行政書士として生きていこうと決心した日であった。

その2 ここにも先駆の行政書士

昭和53年秋、行政書士となってから早くも1年半が過ぎようとしていた。

仕事はというと相も変わらず月に1~2件程度で、月収も多い月でさえ5万円にも満たず、午前中は行政書士、午後からはGSでバイトという苦しい日々が続いていた。

そんな折り、知り合いの不動産屋さんから川口さんという行政書士を紹介された。(現第7支部支部長の川口先生だった。)先生もまだ若く30代であったが、聞けば、建設業や測量関係の仕事をしているそうで、結構忙しく活躍しているらしく、羨ましいやら妬ましいやら・・・

そんなある日、副支部長の木村先生(故人)が家を訪ねてきて「君は若いのだから、車関係の業務をしたらどうだ。先頃、連合会と自販連とで合意ができ、行政書士の業務となった。」と教えてくれた。渡りに船とは思ったが、車の仕事といってもさっぱり判らない。会に相談したところ、長谷川会長から伏見の三上先生(元副会長)を紹介してもらった。

三上先生は、自動車会社を退職した後、昭和47年頃に自動車の手続専門の行政書士として独立されたとかで、その日も、奥さんと補助者の3人で忙しそうに書類と格闘していた。

次の日、先生の車で陸運事務所(現運輸支局)等の官公署を廻りながら、手続のアドバイスをしてもらった。

その車中で、先生は「見栄だよ、見栄」とは言っていたが、昭和52年当時に、外車のムスタングに乗れる行政書士はそう多くはなかったろうし、夜中まで書類の作成に追われる事務所というのも、当時としては稀有であったと思う。此処でも又、羨ましいやら妬ましいやら・・・

あの時、木村先生が言った様には事はそう簡単にいかないもので、自販連との合意確認とは云うものの、あくまでもこれは全国のトップ同士間における確認事項であり、府県の組織にまで浸透していようはずもなく、(個人的には)ここからが山また山(苦難)の連続だった。

郡内の自動車販売店、整備工場を何件廻っても「行政書士?何だそれ?司法書士か。自動車屋だから登記の用事はないよ。」

「自分のところでやっているから結構だ。」のそっけない返事ばかりで、全く相手にされなかった。だけど、立派に独立して沢山の仕事をこなしている先生もいる。

きっとどこかに需要はあるはずだとの思いが、

折れそうになる私の心を支えていた。

そうこうして数ヶ月経った頃から、僅かではあったが、自動車登録の依頼が入り始め、この方面に進むきっかけとなった。

また同じ頃、石垣先生(故人 現石垣理事のお父さん)や進藤先生(故人)とも知り合いとなり、その縁で、向日町に事務所を構えていた鹿田先生(当時副会長 会長を経て現相談役)とも知り合うことができた。

鹿田先生は、主に測量・開発関係の仕事を手がけており、補助者を5~6名抱えたバリバリの現役行政書士であった。あ~あ羨ましい。

(この先生からの薫陶の数々が、私にとっての愛会精神の涵養に大きく影響してくるとは、その時には気付く由もなかった。)

そうこうして3,4年の歳月が流れ、私も漸くにして同年代のサラリーマン程度の収入を得るまでになった頃、「先生も会の為に役に立ってくれないか?」との誘いがあり、渋々理事として会務へ参画することになった。

当時、行政書士会の会長は、(行政書士専門者の力?が弱く)兼業者(税理士・司法書士)が就任することが通例となっていたが、有本部長(故人)は、行政書士専門者として初めての会長(第7代)となった人だった。

それ以降、行政書士専門者が行政書士会を統括していくという、ルールが敷かれた画期的な会長の誕生であった。

(少々ワンマンではあったが・・・会長は、酔うと私の側にやって来ては「先生、ヒロシを頼むぞ。」とよく言っていた。この「ヒロシ」こそ、私の下で会務に従事していた、若き日の西村副会長だった。)

さて、理事会に1年、また1年と出席するにつれ、そこには多種多様な先生方が参加しており、行政書士業務だけで生計を立てている先生の多いことにも驚かされた。

こういった先生達からの刺激を受けた結果が、「代書屋ではだめだ。先ずは法律家でなくてはならない。」と考え始めたきっかけでもあった。

特に、当時知り合ったばかりの三木先生(前副会長 現顧問) 森田先生(第7支部)などは論客としても一目置く存在であった。

私が大学を卒業以来、ついぞ忘れていた法律書を、再度紐解くきっかけを与えてくれた先生達でもあった。

その3 91名を救った合意確認書

今年の正月開けに、西村副会長、石垣運輸交通委員長から相次いで電話が入った。

自販連との合意確認書の協定締結から20年が過ぎ、新入会員も増え、当時の経過や協定の趣旨を知らないことによる会員間のトラブルが増えてきている。会報で周知させる等の方法はないか？との相談であった。

前段の回顧録で、昭和52年の合意確認書については触れたが、その後の経過も含め、少し話をしておこうと思う。

当時（昭和40年代後半）連合会のスタンスは、そんな小さな仕事（車庫証明や自動車登録）を行政書士はやってもらえないと軽く考えていた節があったが、その時すでにマイカーブームは到来していた。それに伴って、自動車登録や車庫証明（大都市から順次拡大）の手続が激増してきていた。

これに慌てた連合会は、自動車に関する諸手続を、報酬を得て行えるのは行政書士だけであるとして、全国トップ同士の合意確認書を締結（昭和52年）したのであった。

しかし、自動車業界にとっては格好の収入源でもあり、今迄、余りクレームもなかった手続に行政書士が突然参入しても可とするような土壌はそこには無く、実態は殆ど有効に機能していなかった。

それから7年、有名無実であった合意確認書の存在に怒った会員からの突き上げにより、連合会は告訴・告発も辞さずの強行姿勢で臨み、昭和59年に「ユーザーが作成しない書類は、セールスは行政書士に依頼するものとする。」ことを骨子とした合意確認書が締結されたのである。

当時、私は陸運委員長（現 運輸交通委員長）の立場にあり、有本会長、鹿田副会長、三上業務指導部長の下で会務を遂行していた。昭和59年、京都においても京都府自動車販売店協会との交渉が開始されることになった。

交渉は数次に及び、京都において両業界は、ユーザー利便の向上と、共存共栄の精神とで協定を締結することとなった。

この間半年余り、利害の対立する業界同士が、話し合いや一杯飲み席上で、徐々に和やかに、友好的になっていく様を間近に見ながら、

自腹を切ってまで、会員のために夜中まで接待をしている役員姿に、その職責の重大さと、男気を垣間見ることができた。

昭和60年7月31日、京都グランドホテル（リーガロイヤル）に於いて協定書の調印式が、両団体の役員列席の下に挙行された。

それと前後して、会員を招集し、業務の取扱い方法（センター方式・個別方式）や、91名の参加会員に対する講習会が開催され、翌8月1日より個別方式でスタートすることが決定されたのである。

全国でトラブルが続発する中、京都の両団体はその後も友好関係を維持し、年2回の協議会では問題点を話し合っ、その都度解決する姿勢で今日まで運営してきている。

平成7年には、協定10周年記念懇親会が京都ホテル（ホテルオークラ）で盛大に挙行され、その後も、この友好関係は続き、協定の締結以来すでに20年になる。

半年にも及ぶ粘り強い交渉と、その後の運営に当たった両団体の役員には、ここに改めて深甚なる敬意を表したい。

ところで、昨年12月、総務省令により行政書士法第19条の除外規定として、自動車の手続きについて相当の経験と能力を有するものとして、自販連が指定された。

それと同時にOSS（自動車手続のワンストップサービス）が4府県で開始された。

開始から4ヶ月経過後（本年4月末）のOSS状況は、全国で641件、その多くは販売店の自社名義の車だという。

発行された住基カードの内、公的個人認証に合致しているのは全国で165,000枚とか・・・

何れにせよ、OSSにおいては車庫証明や自動車登録は行政書士の手を離れ、民間団体である自販連に移行してしまう。

現在は新車の新規登録に限定されてはいるが、早晚、全ての自動車手続へと移行し、指定団体も自動車関連の8団体にまで拡張されることは想像に難くない。

行政書士業務の両輪とまで言われている、自動車業務と建設業業務の主務官庁は、奇しくも国交省である。

「官公署へ提出する書類から権利義務・事実証明書類」へ「作成からコンサル」へと軸足を移さなければならない時が、間近に迫ってきている。
（連載 第1回 完）

行政書士を生きて 30 年

前会長回顧録 (連載 第 2 回)

名誉会長 宮原賢一

その4 私にとっての業際

当時の業法では、行政書士は「官公署へ提出する書類・権利義務・事実証明書類」であり、司法書士は「法務局・裁判所・検察庁へ提出する書類」であった。

ある時、帰化申請書類の作成は「行政書士の業務か司法書士の業務か」という問いに対し、自治省行政課長は「双方に属する。」と回答している文書(昭和 37 年 自治丁行 29 号)を読んだ。う～ん・・読めば読むほど判らない??? 帰化申請書の提出先は? 行政官公署たる法務省の長である法務大臣宛に申請するはずだ。そうすると、当然の帰結として行政書士の業務なのだが? 実際の提出先(窓口)が地方法務局(おいおい経由機関のはずだろう。)だから、法務局に提出する書類とも看做せる。というのがいかにも波風を立てたくない役人の屁理屈と変なところで感心し、大笑いしたことがある。

さて、昭和 60 年、埼玉の岡田弁護士が埼玉県司法書士会を相手取り「登記手続代理は司法書士の専権であり、弁護士といえども、偶々関与した事件に付随した登記以外は司法書士法違反である。」としたのは、弁護士に対する名誉毀損であり、業務妨害であるとして訴訟を起こしたのが埼玉訴訟である。

この時、日司連は「登記手続代理は司法書士の専権であり、弁護士といえども、偶々関与した事件に付随した登記以外は司法書士法違反である。」(昭和 62 年 5 月)とし、司法書士会を援護した。

一方、日弁連は「弁護士法第 3 条に定める法律事務として、訴訟事件その他の争訟に関連するか否かにかかわらず、当然に登記申請手続の代理を行うことができる(日弁連総一第 173 号)とした。

当時の朝日新聞は - 弁護士と司法書士が登記事務で権益争い - と大々的に報じたが、この争いは、平成 6 年、弁護士側の勝訴(浦和地裁)で終わった。

ところで、平成 7 年頃、福島会所属の佐久間会員が、司法書士法違反で起訴されたのが所謂福島訴訟である。

事の発端は、司法書士会が例年行っている非司

法書士実態調査で、佐久間行政書士が 2 年間に亘り、不動産・商業登記を十数件行ったのが発見され、司法書士会の警告文書にも拘らず、その後も登記申請の代理を行ったとされた事件である。

連合会も福島会もこの件に関しては、無用の混乱を避けるため? に無視を決め込み、全国でも数十名の行政書士だけが、手弁当で支援した裁判であった。

これには前述した埼玉訴訟で名を馳せた岡田弁護士も訴訟代理人として参加したのだが、最高裁(平成 12 年 2 月)まで纏れたこの訴訟は、結局、敗北(罰金 25 万円)となった。

この訴訟の中で、佐久間会員は「付随行為論」(正当な業務に付随して業務を行う場合は、今後も司法書士法第 19 条違反とはならない。昭和 29 年 民事甲第 1321 号)等を主張して戦ったが、時節未だその時にあらずであった。

(最高裁判決から 5 年後の平成 17 年、日本行政書士会連合会は、規制改革民間開放推進室に対し、「商業・法人登記の行政書士等への開放」を要望した。)

平成 7 年、渦中の佐久間会員は、週間法律新聞 3 月号に興味のある記事を寄稿した。

- いわれなき司法書士会の告発、登記専権の誤った思い込み - 続く次号は - クリーンハンズの原則違反、疑義ある司法書士業務の実態 - 目を引いたのは「クリーンハンズの原則」(汚れた手の者は法の庇護に値しない。)であった。

森田さん(第 7 支部)と、東京まで支援に出かけたこともあり、ある意味気にかけていた訴訟のことであり、会長職を退いた気楽さから、開示請求などを行って調べていく内に、面白いことに気付いた。

福島訴訟 平成 9 年の仙台高裁では「(司法書士会による非司実態調査は)公共性の強い登記業務を円滑に遂行し、信頼性を高める等の公益目的のために十分な必要性和合理性がある。」と判示しているのだが・・・

この判決は、司法書士制度の維持拡充に力点が置かれ、登記の専門性・公共性・公益性から司法書士専権を導いているが、ならば、行政書士よりも能力の落ちる、登記の素人たる本人申請を可とし、行政書士の付随行為としての登記申請代理を禁止することは、そこに論理矛盾が生じてしまうことになる。

更に、当時の地裁・高裁レベルでは、行政共助(無料閲覧行為)が個人情報の保護という法

概念とは相容れない、対立する構図であることさえ持ち得なかったことが、この判決文からも容易に読み取れる。

平成 16 年度までは、法務省民事局民事第二課長名による非司法書士活動に関する実態調査は「依命通知」（平成 16 年 8 月 10 日）として、標記の件について、日本司法書士会連合会から別紙の通り協力方の要請がありましたので、事務に支障のない範囲でしかるべく取り計らわたく通知します。・・として、不動産・商業登記法に定められた閲覧手数料を払うことなく登記申請書・付属書類の閲覧を許可していた。

（因みに、平成 15 年度の非司調査のための閲覧件数は、東京法務局管内では 104,696 件であり、京都司法書士会の非司調査のための閲覧件数は 16 年度 27,468 件、滋賀県司法書士会の同年の閲覧件数は、12,850 件であった。これを全国ベースに換算すると、実に年間 100 万件を超える無料閲覧行為が法務省の「行政共助」の名の下に、全国の法務局・出張所で行われていたことになる。

平成 15 年度における東京法務局館内での非司法書士による商業・法人登記の割合は、行政書士 10% (99 件)、税理士 28%、公認会計士 33%、弁護士 29% の合計 1,257 件であった。)

ところが、法務省(民事局民事第二課 平成 17 年 9 月 14 日)は、手の平を返したように、こう述べている。(事務連絡)

非司法書士活動に関する実態調査については、その実施のあり方、具体的な方法等につき現在検討中ですので、当課から連絡あるまで、各司法書士会からの調査依頼には応じないよう留意願います。・・としたのである。

これは、平成 15 年に公布された「行政機関の保有する個人情報に関する法律(施行 17.04.01)」によるところが大きいと思われるが、それならば、法務を司る本家本元の法務省は、公布日以降の平成 15 年度、16 年度も非司調査を中止させなければならなかったはずである。

何故なら、公布日と施行日との関係は、一般国民に対して周知徹底させるための猶予期間であり、この法律の公布直後の段階から、法務省の大臣官房長、法務省大臣官房秘書課長は、その保護のあり方に関する具体的な審議(平成 15 年 6 月 13 日)に加わっており、この点からも、法務省は言い訳のできる立場にはないからである。

このようにして見てくると、各士業は、縦割り行政による馴れ合いと、その弊害(天下り先の確保等)の下で、何とも凄まじい縄張り争いの集団となり果ててしまったのか。

お題目では、各士業とも国民の権利を守り、国民の利益に資する。と言ったところで、所詮は、権益(テリトリー)争いに終始している商売人の姿を露呈している。

ただの一点、普通の商売人と違うところは、各士業共に、法が要求する限度の法的な素養を持つ資格者の集合体であり、そこには守秘義務が課され、罰則規定があるということだけだ。

さて、ここ数年間における、行政書士と他の各士業の係わりに関して拾い上げてみると、夫々が痛みを伴った改革に参画しつつ、一定の方向性や収斂すべき時期がおぼろげながら見通せる段階にきているように感じる。

弁護士法 72 条に但し書きがついたことによって、各士業は個別法の改正によって法律事務を取り扱うことができるようになった。

司法書士は簡易裁判所管轄事案で、訴訟代理人となることができるようになった反面、一定の登記業務について開放が求められている。

社会保険労務士は、社会保険や職業安定所関連業務において、民間への開放を求められ、賃金事務に関しては税理士会と争いがあった。

会計や記帳業務では行政書士・社会保険労務士・税理士・公認会計士等が複雑に入り込みながら業務を行っているという実態がある。

行政書士は、総務省で定める一定の手続を民間に開放したが、入管関係業務では、一定の業務に関しては弁護士と行政書士が申請取次者という同等の立場で本人出頭免除という地位を確立している。

著作権に関することは、行政書士と弁理士の共管分野であり、行政書士は弁理士試験の一部科目免除対象になっている。

18 年度にスタートする司法ネット(法テラス)では、国民誰もがアクセスしやすい拠点作りと資格者の協同という環境構築が求められている。

この共通の土俵上でできる事(新たな制度構築)は、「法テラス」以外に本当なのか? こうして、私のやるせない自問自答の日々は続くのである。

その5 「たま、たま」と呼ぶな！

平成18年1月、石川のS行政書士から電話が入った。「宮原さん、見たか？」「何、何のこと？」「司法書士も定款作成代理ができると、法務省が通達を出した。」「えッ、本当、昭和29年の法務事務次官通達によると、司法書士は定款の作成は出来ない筈だが？」

よくよく見ると、その照会文の言い回しに、無い知恵を捻り出した跡が伺える。

「司法書士が作成代理人として、記名押印又は署名している定款が添付された登記申請の取扱いについて（照会）」18.01.18 東京法務局民事行政部長・・・差し支えないと考えますが、いささか疑義がありますので・・・なるほど、他の法律（弁護士法、行政書士法）に抵触すると考えたんだな。

「司法書士が定款の作成等を代理することについて（回答）」18.01.20 法務省民事局商事課長・・・貴見のとおりと考えます。・・・ウン？

回答を素直に解釈すると、定款は行政書士法に云う権利義務・事実証明書類なので、弁護士と行政書士の専管業務だが、（たまたま）行政書士法違反と知ってか知らずにか作成した司法書士が、（たまたま）その行為が、行政書士法違反になることを知らなかった公証人から認証を受け、（たまたま）その経緯を知らずに受理した登記官が、審査する場合の可否についての回答だった。

（俺はネコじゃ無いぞ。タマ、タマと呼ぶな！）それにしても回答の標題が変だな。登記申請の受理過程での単なる処理問題を、司法書士が定款の作成代理が出来る標題で回答している。公証人役場も、その回答を受けて、司法書士が定款の作成代理が出来るようになったと、早速ホームページに掲載している。

（何か臭うな。うん？コラッ、タマ！俺の顔に尻を向けるな。）

彼等（法務省、司法書士会）は何を焦っているのだろうか？そうか、新会社法と電子公証への参入か。合点はいったものの、行政書士業務に位置づけられている定款の作成を、こうも易々とたかが一片の内部通達によって取込まれるのは納得がいかない。

早速、個人的に法務省、公証人連合会宛に意見書を送り、併せて、法務局と法務省に情報の開示請求を行うことにした。

2月7日12時6分、民事局商事課は、回答の

標題に誤りがあったとして「司法書士が作成代理人として、記名押印又は署名している定款が添付された登記申請の取扱いに関する回答等の訂正について」とするFAX文書を各法務局宛に発信した。

3月1日、日本公証人連合会も「司法書士が、商業・法人登記の申請のため定款の作成代理をすることが、司法書士の業務に含まれることが明らかにされました。」旨お伝えしたところは、上記回答の趣旨とことなるものと考えられますので、この部分は撤回させていただきます。なお、司法書士から、商業・法人登記の申請にあたり、司法書士が作成代理人として記名押印又は署名している定款の認証を求められた場合、他に法令違反等の事由がないときは、認証して差し支えないと考えられます。とのFAXを全国の公証人役場宛に送信したのだが・・・

他に法令違反等の事由が無いときは？

（定款を作成すること自体が、行政書士法違反だろう。だからこそ、些か疑義が・・・と照会したんだろう。）

司法書士が記名押印した定款？

（公証人が、行政書士法違反を承知で認証しない限り、そんな定款は存在しえない。）作成する（第1条の2）と罰則があり、代理人として作成すると罰則がない？？？

定款は登記申請の添付書類（情報）？

（定款の本質は、本店に永年保存すべき権利義務・事実証明書類で会社の憲法だ。登記に添付するのは謄本の方だろ。登記情報にしても同様で、原本はひとつだ。）

このように見てくると、そこには登記優先、登記終局という官僚的思想が強く反映されている。（例えば、売買契約書、売渡し証書等の売買の意思確定という実体の優先を無視し、登記の添付書類等と言い張っている。これも土地神話の亡霊か？）

まあ、仕方ないか、そもそも司法書士も公証人も法務省傘下だ。「登記研究2月号」もそんな雰囲気かブンブンの内容だったな。

それに誰だって、身内のほうが可愛いよなあ～

付随業務の範囲内で、お互いを認め合ったら、もっと自由闊達なサービス競争ができ、国民の利便に繋がるのになあ・・・と「タマ」が言ったとか。言わなかったとか。

我輩はネコである。名はタマと云う。

（連載 第2回 完）

行政書士を生きて 30 年

前会長回顧録 (連載 第3回)

名誉会長 宮原賢一

その6 制度存亡の危機を救え

平成9年1月に閣議決定された「申請者負担軽減策」による押印の廃止は、申請者の負担軽減と官公署への(電子)申請そして受理という一連の処理を迅速化・画一化するのに寄与するが、ここでネックとなるのが行政書士制度の存在である。何せ、一万件以上と言われる許可届出書類の全てが押印を要する書類であり、それを他人の依頼を受け報酬を得て取り扱えるのは、行政書士等の限られたサムライ達だけであったから尚更のことだった。

そして、ネックとなっている行政書士制度を有名無実化するための方策として登場してくるのが、かの規制緩和小委員会だった。

日本行政書士会連合会は毎年6月下旬に総会を開催するが、組織的な対応ができないその時期を狙ったかのように、第6次論点公開(平成9年6月26日)がなされ、行政書士制度の廃止が論点として、突然その俎上に上がった。

規制緩和小委員会の鈴木良男(旭リサーチセンター社長)参与は、「本音を語り始めた業界団体」、「行政書士の業務独占は必要か」と題し、弁護士を頂点としたサムライ族の排他性、参入規制、部族保存本能を強く批判した。そして、行政手続の簡素化が言われている時代には、原則、国民の自己責任とし競争原理を導入して参入規制を撤廃すべきであるとして、行政書士の業務独占の必要性に疑問を投げかけ、行政書士制度は廃止すべきであるとしたのだった。

実は、鈴木参与は行政書士だけをターゲットにしたのではなく、サムライ族全体を問題にし、特に弁護士に対しては痛烈な批判を展開していた。

「日本の司法ここが問題」の著書の中で・・・もう弁護士法72条の歴史的役割は終わったのだから、範囲を検討して外国弁護士や隣接職種に広く法律事務の門戸を開放すべきだ。それを拒む理由はない。あるのは、責任も果たさない(ゼロワン地域の存在、小額事件への不関与)のに、仕事だけは独占したいという弁護士のギルド精神に基づくエゴだけなのだ。

それはもう認められない。という当時としては卓越した論陣を張っていた。

その矛先が何故か行政書士制度に向けられたのだが、仄聞するところによると、当初、行政書士と社会保険労務士をターゲットにしていたが、大同団結されると困るので、今回は行政手続に最も関連のある資格者＝行政書士に的を絞って攻撃したとも言われている。

翌月の2日、大阪会の北山(現大阪会会長)さんから、明日(平成9年7月3日)京都で規制緩和委員会主催の「規制緩和フォーラム」がある、制度廃止阻止のため動員を掛けてくれないかと電話があった。

集まったメンバーは京都8名(宮原、三木、堀井、谷口、岡本、河本等)大阪24名であった。単なるセレモニーに近いフォーラムに、予約も無く集まった行政書士を見て、主催者側は少し驚いたようだが、お構い無しに最前列の横一列に席を構えた。

質問時間になり、行政書士が一斉に手を挙げた。四人目の質問の後、とうとう主催者側から「また行政書士サンだったら、追加の質問は遠慮してください。」とまで言われながらも、フォーラム終了後には鈴木参与と名刺交換をした。その中で、鈴木参与の「行政書士サンは、えらい馬力ですね。」の言葉が、多少の驚きと共に伝えられた。

行政書士など取るに足らずとの思いもあったのだろうが、フォーラム終了後に、事の顛末を三重会にFAXした結果、翌日の三重フォーラムには、三重会を中心に更に多い58名の行政書士を動員した。続く大阪フォーラム(平成9年10月)には小型バス一台を貸し切り、門内運輸交通部部長(故人)の危なげな運転に肝を冷やししながら、大阪会場に乗り込み氣勢を上げた。

実際の行動が伴った活動を展開したおかげで、行政書士手強しの感を、規制改革小委員会に植えつけたのは間違いなかった。

平成12年以降、新入会員数は大幅に増えたが、こうした苦難の歴史を、幾つも乗り越えた先に今の行政書士制度が続いているのを知る会員は少ない。

君、傍観者たるなかれ。
君、動かねば進まず。
君、先駆けよ。

その7 君、傍観者たるなかれ。

もう5年ほど前だったか、ある会員から電話が入った。「新聞記事に、農地転用許可は資格者である司法書士が行っている。との記事が出ている。会の方で何とか対応して欲しい。」とのことだった。

「先生は新聞社に対して抗議や訂正を申し入れましたか?」「いいや、会に言うのが一番だと思うけど。」とのことだった。そう、大抵の会員は概ねこう答える。

間違っているとは言わないが、白黒ははっきりしていることに対しては、先ず、気がついた人からドンドン発言(発信)しなくては、何事も先に進まないと考えるのだが、どうだろうか? 「個人的に抗議はしたけれど、反応がもう一つなので、会としても対応して欲しい。」これなら十分に理解できるし、会としても対応するが、如何せん、会とは組織そのものであり、個人のように、軽やかなステップは踏めないのである。

あれは平成10年6月18日だったか?震災で打撃を受けた兵庫会が、復興支援の意味を込めて、神戸で連合会総会を開催した。

丁度その2日前、共同通信社からの配信によって「値段が高く、サービスの質も悪い行政書士制度」との見出しが、各地方紙に一齐に掲載されたことがあった。

総会2日前というと、執行部と事務局先遣隊は神戸に入り、総会対策に追われ、連合会はガラ空きの時期である。

正に反撃の手立てもできない間隙を縫ったかのような一撃だった。(個人的な思いだが、今でも、この記事はヤラセであり、恣意的な匂いがすると思っている。)

この記事に怒り、立ち上がった行政書士は全国でたったの二名、私とK(元会員 当時山科支部長)会員だった。

(実際は、この記事に怒った会員は沢山いたのだろうけど、行動に移したのは、2人だけしかいなかったという意味である。)

鹿田会長(当時)の了承を得て、直ちに京都新聞社と共同通信社に対し抗議文をFAXし、併せて電話による抗議も行った。

京都新聞社読者相談室長「見出しの件は、裏付けも取った上での記事か?」「共同通信からの配信だったので、そのまま記事にした。再度、

確認してみるが、訂正記事は出せない。」

共同通信社社会部部长「取材した記者から返事をさせる。相手(行政書士)側の取材もせずに掲載したのは反省している。但し、訂正には応じられないが、そちらに出向いて取材することはできる。」「了解した。おって返事をする。」

こうしたやり取りの中で、会長に報告をし、盛武連合会長にも電話を入たりの、てんやわんやが続いたが、結果的には、総会終了後に、担当記者が連合会に出向き、行政書士側の主張を記事にする事で着着をみた。

代議員であった私とK会員は、ちょっぴりの満足感と共に、翌日、神戸総会に向け出発した。ところが、総会場の入り口で、新聞記事を配っている代議員がおり、聞けば 県の代議員だという。「えらい事になっていますよ。」と言いながら、したり顔で例の記事のコピーを配布している。「記事をコピーする時間があるなら、その時間で抗議電話の一本もできないのか?」私は、そう言い残して会場に入った。

自慢げに記事を配布していたその代議員は、一瞬キョトンとした顔つきになった。何を言われたのかが、多分理解できなかったのだろう。

総会冒頭の挨拶の中で、連合会長は「京都会の鹿田会長と宮原副会長のおかげで、共同通信社の中傷記事に対する速やかな対応が取れたことを感謝申し上げます。」と述べた。

こうして1週間後、約束通りに記者は連合会を訪れ、連合会長談話を取材した上で、記事に纏めた。各地方紙には、連合会の主張を取り入れた記事が改めて掲載され、本件は一応の着着をみたのだった。

いかに迅速に行動できるかが、組織の命運を握ることもあり、この事例で取り上げた「抗議する人とコピーする人」とでは、以後の対応に天と地ほどの開きが生じることを、会員全てが銘記しておかなければならない。

大なり小なりこういった事は、個人の事務所でも、本会でも、連合会でも毎日の様に起こってはいるのだが、その意思決定の過程で躓くとどうにもならなくなってしまう。

トップに立つ者は、その試金石の上で、常に二者択一を求められている。

戦うのか?容認するのか?・・・と。

(連載 第3回 完)

行政書士を生きて 30 年

前会長回顧録 (連載 第4回)

名誉会長 宮原賢一

その8 言い出せなかった二文字

平成 13 年 4 月、もう午前 1 時を回ったというのに誰も帰ろうとしない。西大路五条の、とあるレストランの一隅で、会員 8 名が会長を取り囲んでいた。鹿田会長(当時)を始めとする副会長や部長たちである。この年は、会長の任期満了に伴う役員改選年度というのに、現執行部は次期会長候補を擁立できないという非常事態が続いていた。そして、立候補の締め切りまで、残された日は僅か二日であった。

何とかしなくてはとの思いからみんな集まったのだが、誰も進んで火中の栗を拾おうとはしなかった。それもそのはずで、平成 12 年度の会務報告では、会長の会務回数は実に年間 120 日を悠に越えていた。これは 2 日に一度は会務があるということであり、副会長職の 2 倍を上回る回数であった。

副会長であった私自身、二日に一回の会務をこなすという激務には、到底耐えられそうになかったし、何よりも自身の事務所の維持を最優先させなければならなかった。他の副会長・部長達も、同じ思いであったろうと推測することは容易であった。

議論と沈黙の繰り返しした後、「根性のないやつらばかりだ。会がどうなってもいいのか?」「やる気も無いのに、世代交代などとカッコイイことを二度と言うな。」・・・とうとう会長が怒り出した。

私は、うなだれながら、徐々に自分自身が情け無くなり、そしてその情けない自分に腹が立ってきているのを感じ始めていた。「お前は何年俺の下で、副会長としてやってきたのだ。俺の今までの努力は何のためだったんだ。」と言われていた気がしてならなかった。副会長を 14 年、会長を 4 年、会の為に己の業務を犠牲にしてまで取り組んできてくれた人の言葉は、それだけに私の心に重かった。

その時、頭の中で何かが弾け「分かりました。俺がやります。」と言ってしまっていた。翌日も、その翌日も、「何であんな事言っ

まったのかなあ～」という、後悔の念ばかりで、仕事も全く手につかない日が続いた。妻には「もうすぐ副会長の任期が終るので、これからは事務所の仕事に専念する。」と言っていた手前「会長」などと言う言葉はとてもじゃないが言い出せるものではなかった。

唯一幸いだったことは、あの日、「よく決心した。みんなで協力するからな。」という帰り際の仲間達の励ましと、三木(当時同じく副会長)の「宮さん。あんたのことは俺が支える。」と言ってくれた心強い言葉であった。

こうして、その年の定時総会で、歴代会長の中で最も若い 51 歳の新米会長が誕生した。しかし、相も変わらず、妻にだけはとても「会長」とは言い出せなかった。そんな気まずい状況が 1 ヶ月ほど続いたある夜のことで、実は・・・と切り出そうとした時だった。「分かっているわ。会長になったんですよ。皆に迷惑かけないように、がんばってね。」今更ながらだが、この言葉があったればこそこの 4 年間だった。妻は私の置かれた立場を良く理解し、そして辛抱してくれた。

さて、会長になってから驚いたのは、電話と FAX 文書の多さだった。電話代は毎月 3,000 円ほど UP し、FAX に至っては 100 メートルのロール紙を 1 週間で交換する羽目になった。

その頃の行政書士制度を取り巻く状況は、平成 9 年の「行政書士制度の廃止」阻止活動から、昨年度(平成 12 年)は、「広告規制と標準報酬額の撤廃」が決定され、司法制度改革の荒波は着実にその歩を進めてきていた。しかし、他の士業が軒並み代理権を獲得していたのに比べ、自動車業界の強力な反対もあり、行政書士におけるそれは遅々として進んではいなかったが、平成 13 年、漸く待望の代理権を獲得することができた。

申請手続の代理と契約書等を代理人として作成すること。という奇妙な言い回しの法改正ではあったが、我々行政書士には取敢えず「代理」という二文字がどうしても必要だった。

そんな最中にこの重大事件は起こった。行政手続オンライン化関係三法(電磁的記録の作成を行政書士業務として新たに位置づける)と行政書士法第 19 条の但し書き創設(総務省令で定める手続について総務省令で定める者が・・・)の法改正であった。

その9 緊急動議に隠された苦悩

会長になって1年も経たない私にとって、オンライン化法と第19条の問題は悩みの種だった。そもそもオンライン化法は、電磁的記録を書類と看做すという項目を、各法にはめ込むだけという単純なもので、反対する業界が有ろうはずもないのだが、巨像である自動車業界が、自動車登録手続きができなくなるとして反対に廻ったため、交換条件として、第19条の改正問題が浮上したのであった。

この年は、近畿地方協議会の会長職も当番会として京都に廻ってきており、私は協議会をも主導しなければならぬ立場にあった。その会議でも兵庫、大阪は改正案反対の急先鋒であった。

この全く異質なものの処理をどうするのかであったが、14年度の本会総会に、緊急動議が出され可決された。

「行政書士法第1条の2に電磁的記録に係る改正を行うことに賛成する。第19条は現行のままとすることに賛成する。」という内容であった。これは会員の意思であり、総会の決議事項であった。当然、連合会総会（札幌）に行く会長以下の代議員はこの決議に拘束される。

この時の代議員は、宮原、太田（現副会長）、松岡（現理事）の3名であった。京都会からは6本の質問を用意し、私は4本を担当した。捉え所の無い、歯切れの悪い答弁にイライラしながらの初日は終了した。

その夜、法改正に反対の意思表示をした代議員が、別会場に続々と集合した。その数およそ30名。兵庫、大阪、鳥取の代議員は、近畿協議会会長の京都から緊急動議を出すべきだと言って、頑として譲らなかった。私は一人反対したが、結局、松岡代議員が動議提出者となることでその場は決した。

鹿田前会長は連合会の選管として執行部側に席が設けてあり、これら代議員の動きを全く知らなかったが、動議提出前夜に知るところとなり、急遽、私を部屋に呼んだ。

「連合会も議員連盟の先生も、苦渋の決断をしたんだ。何故それが分からない。分かってくれ。動議を取り下げてくれ。」

「鹿田先生の男気に惚れて、後を継いだんだからよく分かります。だけど、これは京都会の総会決議事項です。」

こうした短い会話と、暫しの沈黙の後「分かり

ました。二人を説得してみます。」

私は代議員という公の立場より、鹿田前会長の悲しそうな顔を見るのが辛かった。そしてこの時、私は、どういう結果になるうとも、会長職を辞することを密かに決めていた。

私は二人の部屋に行き「鹿田前会長が頭を下げて頼んでいる。取り下げることはいかないか。」二人は「無理です。総会で決定した事項です。代議員が総会決議を無視したら、京都に帰れなくなる。」と、後には引かなかった。

「仕方ない。分かった。動議の提出は認める。但し、二人とも俺の命に従わなかったのだから、帰ったら即刻辞表を提出しろ。俺も会長を辞める。」「勿論です。それは分かっています。」時は既に午前1時を回っていた。

翌日、動議は出されたが、起立採決による動議は賛成54票（反対164票）で否決された。私は立てなかった。鹿田前会長への申し訳なさで一杯になり、立つ事さえもできずにいた。否決直後、我々3名は札幌の総会場を後にした。

誰も行政書士制度を愛する気持ちに違いは無かった。ただ、その思いに微妙な世代間のずれが生じていただけだった。

疾風のような北海道での三日間が過ぎ、代議員としての役目を果たした充足感と、今後の会務から開放された事とで、帰りの飛行機の中では、3人とも妙に晴々として饒舌だった。

京都に帰ってから、私の本心を三木副会長に伝えた夜、私は大きく息を吸ってから辞職届を書いた。鹿田前会長が私へ吐露した、その愛会の心情を思うと、何故か手が震え、涙がこぼれた。

翌々日、鹿田前会長から電話があり「京都が出した動議も否決され、表面上は何事も無かったのだから、辞職などという考えはやめてくれ。返って、本会内部が混乱して收拾がつかなくなってしまおう。」

言われてみればその通りで、連合会のために京都会が混乱することは、愚の骨頂であり、できることなら避けたいという思いは、私とて同じだった。

こうして3人の代議員達は、夫々の思いを内に秘めたまま、表面上は何事も無かったかのように会務に復帰した。

平成14年6月、薫風香る北海道での出来事であった。

（連載 第4回 完）

行政書士を生きて 30 年

前会長回顧録 (連載 第5回)

名誉会長 宮原賢一

その10 二十歳の誕生日に親がいない

平成14年の6月だったか、社労士会に来賓として呼ばれたことがあった。その席上、山田知事が祝辞を述べていたのだが、良久考えると、行政書士会の総会に知事が来たことは終ぞなかった。事務局で調べてみると、荒巻知事が副知事時代に来賓として臨席したことがあるとのことだけだった。

私「何故、子供(行政書士)の誕生日(総会)に親(知事)が来ないんだ？」前田局長(当時)「知事を懇親会に招こうと思ったら、平日の夕方からブライトンホテルが原則です。」なるほど、確かに社労士会にも、平日・夕方・ブライトンの三原則は当てはまっていた。妙に納得はしたものの、その時、私の中の良からぬ虫が動き出した。(この行け行けドンドンの性格は、未だに直っていない。)

平成14年の初秋、会議帰りの車中で、私は三木(副会長)に「俺の任期中に、どうしても知事を呼びたい。手伝ってくれ。」

「エッ?・・・そうか分かった。」三木には言ったものの、特に名案が有る訳でもなし、取敢えず、局長には月1回は府の地方課・総務部・秘書課に顔を出して、こちらの意向を伝え、調整をお願いしてくるようにと伝えた。

11月、私と鹿田名誉会長、三木副会長とで府庁に出向いた際に、地方課・総務部・秘書課を回った。そして、その足で府議会議長室を訪ね、側面支援をお願いした。三木は三木で、地元の地方振興局長に会いに行き、頼んでくれていた。経審担当の役員達も、指導検査課に出向いた折に、お願いをしてくれていた。

明けて15年正月、新年賀詞交歓会を開催した際にも、来賓の議員、土木建築部技監、総務部長にお願いして回った。

4月に入り、局長に「その後どうなっている？」「はあ、まだ調整中とかで、正式に確定できていません。」

後1か月しかない。私は少しの焦りと、そして苛立ち感じ始めていた。

「分かった。俺が行ってくるから、秘書課長に

アポを取っておいてくれ。」

私のような凡な頭の持ち主でも、何日も同じ事を考えていると、あれこれと知恵がつくもので、最後の最後には、懐に仕舞い込んだ村宗を抜く覚悟でいた。

少し無謀な賭けだったが、私は府の返事次第では、本当に村宗(経審の受託を一時凍結する)を抜く気で府庁に向かった。

(実は、この年の賀詞交歓会に先立ち、「経営事項審査受付業務受託20周年記念式典」を挙行したばかりで、当会は、京都府知事から感謝状まで頂いていた。)

その日は4月も末近い、汗ばむような日だった。局長を廊下で待たせ、秘書課長と応接室で向かい合った。

「もう半年近くの間、こうしてお願いしているんですけど、是非、総会の懇親会に知事のご出席をお願いしたい。」

「今、鋭意調整中ですが、確定までには至っていないもので、申しわけありません。」

「そうですか。知事がご多忙なのは承知していますが、行政書士会にとって京都府は親です。子供の二十歳の誕生日に1回くらい親が顔を出してもらわないと・・・」

「はッ?」「京都府から受託している事業の経審が20年で、この正月には知事から感謝状まで頂いたんですよ。」「ああ そうでしたか。」

「実は、その経審に従事している会員から、突き上げられていて困っているんです。二十歳の誕生日にも親が来ないのなら、来年の経審は受託しなくてもいい。なんて言う会員もいて、何とかお願いしてくるからと言って、今日は来たんですけど・・・このままだと、私の力では收拾がつかなくなってしまいます。府にも迷惑がかかるでしょうし・・・」

課長は、一瞬驚いたような顔をし「ちょっと待ってください。」と言って、気忙しく手帳を繰った。暫く考え込んでいた課長は「行政書士会さんの意向は、十二分に承りました。再度、日程を調整しますので、連休明けまでお待ち願えますか?」「分かりました。お手数をかけますが宜しく願います。良い返事をお待ちしています。」

ソファに腰を下ろした瞬間から、強気なテンションを持ち続けた私の意志が、秘書課長に伝わった瞬間だった。

5月24日(土)夕刻、総会終了の余韻の中で、私は知事を出迎えるため受付で待機していた。

その11 エッ?最後は誰が尻を拭くんだヨ

私が会長になったのは、鹿田前会長の男気に突き動かされてのことだったのは、先の回顧録で紹介したとおりである。

私は名誉とか地位とかには、全くといって良いほど関心のない、男だったので、連合会に理事として出席することなど、考えるまでもなく嫌であった。

「誰か俺の代わりに連合会に理事として出る人はいないか？」

姫田さん「会長が行けというなら行きます。」

「じゃ、頼む。」

こうして、最初の2年間は、姫田副会長が連合会の理事として東京へ行くことになった。

この姫田さんが、後日、とんでもない難題を持ち帰ることになるとは、想像だにしていなかったのだが・・・

当時、私を支えていた副会長は、三木、大本、盛岡、姫田の4名であった。

三木さんとは、いつの頃からか、行政書士というより、大の親友とでもいった方がピッタリとする様な間柄になっており、何でも飾らずに本音で語り合える仲だった。大本さんは、ダミ声で、人を小バカにしたような軽妙な口調で喋るのが得意な、会計業務のベテラン行政書士だった。盛岡さんは、北部で古くから開業している行政書士で、地元では盛岡三兄弟と云われるほどの人だった。姫田(現会長)さんは、入管業務の草分け的な行政書士で、その道では弁護士会に講師として迎ええられるほどの行政書士だった。夫々が、その能力と立場を弁えながら、私のふらつくハシゴを支えてくれていた。

そんな15年の4月、姫田さんがとんでもない難題を東京から持ち帰ってきた。

「来年の連合会の総会を京都でしたいので、立候補できないでしょうか?」「エッ!」

只でさえ会務に追われていた私は「京都は20年程前に一度開催した事があるので、特に立候補する必要はないんじゃないか。」といったが、「野中最高顧問の事もあり、日政連の幹事長が乗り気です。」「そこまで云うなら、理事会に諮るけど、俺は基本的には反対だよ。」

連合会の総会は、役員改選のない年は各単位会が立候補して、開催都市を決めるのが通例となっており、16年度は既に長崎会が「ハウステンボス」での開催で立候補を表明していた。そして4月の理事会が開催された。

私が基本的な立場を表明し、姫田副会長が積極

的な立場での意見を述べた。

暫しの議論の後、賛否半ばだったため、各自の立場を表明しての記名採決に移った。

最初の10人程までは反対意見が多かった。

ところが、ある理事の意見表明後、賛成票が増えてきた。結果は賛成11票、反対10票で立候補することに決した。(独り言・・・皆、気楽でいいなあ。最後は誰が尻を拭くんだよ～。)

連合会理事会 - 長崎と京都では、戦う前から勝敗は決していた。地の利、旧所名刹と、全てが京都へ京都へと靡いていた。(長崎は次期開催にも立候補し、18年度開催地となった。)

実行委員会を立ち上げ、姫田副会長を委員長として準備がスタートした。

年が明け、3月に入っても、準備はまだ半分程度しか進んでいなかった。私は焦り始め、とうとう自分から指示を出し始めた。

姫田副会長は、性格がおっとりタイプなのか、どっしり構えるタイプなのか・・・あまり焦る様子もない。(独り言・・・ウーン 困ったもんだ。)

舞妓、芸妓、京土産、観光、祇園マップ、招待客、宿泊、進行、タイムスケジュール・・・5月も末になって、漸く形が出来上がりつつあった。多くの会員や役員達に、迷惑をかけながらの準備だったが、何とか間に合った。

総会議長は松岡博志理事(仕切るのだけは上手いからなあ～)総務大臣表彰の謝辞は、第1支部の上羽敏夫会員(堂々とした謝辞でした)懇親会には知事も市長も駆けつけてくれた。京舞では、代議員達が盛んにフラッシュを浴びせ、舞妓さんも記念写真に納まってくれたりサービスの、連合会総会は成功裏の内に幕を閉じた。各地の代議員も「さすがは京都だね。良かったヨ。」と口々に褒めてくれた。

裏方に徹してくれた理事さん、委員さん、事務局職員さん達には、この紙面を借りてもう一度「その節は、本当にご苦労様でした。」

翌日の午後2時過ぎ、代議員達も帰途に着き、総会場はすでに閑散としていた。

控え室に残った実行委員のメンバーに「二日間本当にご苦労さんでした。皆さんのお陰で無事に務めを果たすことが・・・」と挨拶をしている最中、不覚にも私は言葉に詰まり、涙を零してしまった。三木副会長、太田部長も声を詰まらせていた。

(連載 第5回 完)

行政書士を生きて 30 年

前会長回顧録 (連載 第6回)

名誉会長 宮原賢一

その 12 深く静かに潜行せよ

この年(平成 15 年)から、私は姫田副会長に代って、連合会の新米理事として、毎月のように東京へ出張していた。

担当は、企画開発部部長と行政書士法人化検討委員会委員とのことで、その夜も法人化するための基礎資料としての「標準単位会会則案」を作成していた。

PC に打ち込まれた会則の会費に関する条項を見ながらフツと思いついた。

そういえば、鹿田先生が会長の時代に、会費を値上げしたことがあった。当時の総務部長は三木さんで、京都府への説明やら根拠となる資料作りで、何ヶ月も奮闘していたことがあった。会費の改定をする度に、膨大な資料と根拠を説明するのは大変だなぁ・・・とぼんやり考えながら画面上のページを捲っていた。

待てよ・・・会費の改定は知事認可か? いや違う。会則を改正する場合だ。そうか! 会費の項を施行規則か、何か別なものに振り分けることができれば、知事認可は不要になる。会員の意思で可否を決定することができる。行政書士会の自治権の確立は、先ず、財政基盤の自治(会費と入会金の額は、会員の意思で決定する。)を確立することだ。当時の会則では、会費は会則別表に定めてあり、会費の改定は、必然的に会則別表の改定となるために、京都府知事の認可事項であった。

この年は、来年度からの行政書士法人のための、大幅な会則改正が各单位会共に要請されていた。そうだ、来年は会則も大きく変わる。財政自治を確立するのは、今この時しかない。(深く静かに潜行せよ。) そう決心した私は、早速、会則の改正作業に着手した。

会費の額は会則施行規則において定める? 駄目だ。これでは理事会で如何にでもなってしまう。全会員の意思で決定させなければ、この案は通らない。

会員は、総会において定めた額の会費を本会に納入しなければならない? これも駄目だ。

入会金はどうするんだ?

会員は、総会において定めた額の会費等を本会

に納入しなければならない。

これなら会費と入会金を包括できる。いける。こうして、この会則改正案は、法人化案と共に 16 年度総会で可決され、平成 16 年 7 月 30 日知事認可を受け、本会の財政自治が確立されたのだった。

会則の片がついたら、次は規則だ。長らく規則には手をつけていなかったのも、事務局もどれが原本で、何処までが改正されたのかで困惑していた。

そこで、各部長に担当規則を調べ直し、現行会則と齟齬のある部分の修正案を作るように指示した。しかし、笛吹けども踊らずとはよく言ったもので、改正作業は少しも進展しなかった。数ヶ月経っても、各部とも提示できるまでには仕上がってこなかった。

このままでは会則規則集の発行はできなくなってしまふ。業を煮やした私は、字句の修正は各部に任せながら、根本的な見直し部分の改正に着手した。

大きな項目として、職業倫理、必須研修、法的担保能力の三項目に分け、本会に欠けている規則を洗い出した。

倫理に関する規程がない。新入会員に関する研修規則もない。情報の保護に関する規則もない。会員の処分に関する規則もない。

正に無い無い尽くしのオンパレードだった。

任期満了まで後 10 ヶ月、何とか仕上げ、次期会長に引き継ぎたい。その思いが、私を先へ先へと駆り立てていた。

幸いなことに、会長就任以来、会則・規則の類は毎日の様に読み漁っていたので、さほどの苦も無く、次々と案文が完成した。

これらの諸規則案は、理事会で特段の反対も無く成立していった。

新入会員に対する必須研修会用のテキスト作成チームが動き出し、会則に欠如していた処分に関する規則が効力を発揮し始めた。

会員が行政書士として守るべき倫理規程も完成した。こうして 16 年も暮れようとしている頃、4 年間の集大成が出来上がりつつあった。

何ヶ月か前に、姫田会長が「宮原さんが作っておいてくれた規則が、今、本当に役に立っています。1 年いや半年遅れていたら、京都も後手、後手に回っていたと思います。」

ヤレヤレ、会長も 1 年やると、お世辞が上手くなるもんだ。

その13 保津川下りの船が愛宕山に登る？

平成12年頃まで、役員はボランティアと呼ぶに相応しい日当しか受けていなかった。年度末の3月に振込みで日当が精算されており、会議一回が1,500円~2,000円だった。これは日帰りであろうと泊りであろうと変わりはない。表敬訪問、折衝なんかの会務には、うっかりしていると交通費も出なかった。

ある会長が漏らしたことがあった。「会長になってから出費が高み、銀行から200万借りたんだが、丁度2年で綺麗さっぱり無くなったよ。ハッハッハ~」

平成12年、役員ボランティア論に終止符を打つべく議論を重ねた結果、漸くにして旅費規則の改正にゴーサインが出た。こうして私が会長になった年から、役員の自腹額は順次減少し、ボランティア論は影を潜めた。

その付けが回ってきた訳では無いだろうが、今日の役員には、物事をドライに割り切って行動する人が増えてきた。

その善し悪しは別にしても、ボランティア論の衰退と共に、男気のある役員が少なくなってきたことは、事実であり淋しい限りである。

同様のことは、会務の運営にも当てはまる。部長会で決定された事項は、それに反対をした部長をも拘束する。理事会で部長が反対に回るとは、組織として許されるべきことではなく、若し反対するなら、辞表を胸にして反対しなければならない。これは理事会決議に拘束される理事もまたしかりであり、これが組織である。

ある時の理事会でこんなことがあった。その年の秋、府北部を襲った大洪水によって、会員多数に被害が出た。ところが本会には、慶弔規程しかなく支出できる上限は10,000円にしか過ぎなかった。もう少し何とかしてやりたいと考え、急遽、災害援助規程案を作り、部長会で審議の上、理事会に提案した。

会員の為の規程(ある程度を援助し、残余は基金に繰り入れ、今後毎年積み立てをして、災害に備えるという内容)なので、クレームの有りようも無いのだが、ある理事が「連合会や単位会から援助を受けた義援金の全てを、今回被災した会員へ分配したほうが良いのではないか。」と発言したことから、賛否が割れだした。

暫くの間注視していると、副会長、部長の一部までもが、その意見に賛成とするとの立場を表明し始めた。まずい。これはまずいことになった。

その理事の発言は尤もなものであり、私にも特段の異論は無かったのだが、組織としてこれを簡単に認めてしまう(部長会一致で承認された原案が、一部の部長が反対に回り、理事会で覆される。)と、最終的には、部長会不要論にまで行き着いてしまう。

意を決した私は「それでは議論も煮詰まったようですので、採決に入ります。

但し、副会長、部長の皆さんは、先の部長会で原案に異議無く賛成されたのですから、当然部長会の決定に従ってもらいます。

よって、原案に賛成と看做し、理事案の方に賛成することは認めません。」

「エッ？」という、不満とも不可思議とも取れる声が出たのは分かっていたが、そのまま採決に入り原案通り可決した。

会議の後、大本副会長が近づいてきた。

「宮原さん。アンタ何でそんな硬いこと言うの。自分、固すぎるでえホンマに。」

みんな仲間だろう。気楽にやった方が良かったらうという、大本副会長らしい発想だ。これが彼の最大の長所でもあり短所でもある。

しかし、こういう性格に生まれた大本さんが羨ましい。あいつはきっと長生きする。

組織人として、厳守しなければならないことは、会則・規則に記述されている最低限のルールを守り、それに沿って行動する事に尽きる。この基本的な条理さえ理解さえすれば、部長会の決議、理事会の決議、そして総会決議の持つ重みが理解されてしかるべきなのだが・・・

如何せん、会則・規則も読まず、その場での感情のままに行動する役員は何と多いことか。その時の雰囲気や気分だけで、物事の可否を決するのなら、こんな楽チンなことは無い。何も考えずに会議に臨めばいいのだから。もちろん会則や規則を紐解く必要もない。

会長は、部長会、理事会の船頭である。同様に、部長は部会の船頭であり、委員長は委員会の船頭である。

船頭が川の水筋を誤り、そこに潜む岩の位置を知らなかったとしたら、その舵捌き次第では保津川下りの船が、愛宕山に登ることだって有り得るのだから・・・

(連載 第6回 完)

行政書士を生きて 30 年

前会長回顧録 (連載 第7回)

名誉会長 宮原賢一

その 14 Mission 記憶に焼き付けろ

道路や街中を走っていると、この 30 年に染み付いた習性で、各土業の看板にどうしても目が行ってしまう。至る所で目に付くのが、税理士の看板、次が法務局附近に偏在している司法書士だ。

その他の土業の看板には中々お目にかかれぬ。行政書士も同じだ。(私が入会した頃と変わらない。) 京都府内で税理士に次いで会員数が多いのが、行政書士なのだが・・・無料相談会や、年 1 回の京都新聞、朝日新聞への広告だけでは、一過性で記憶残置へのインパクトが弱い。

一般の府市民は、行政書士業務に余り馴染みがないので、なお更だ。

う～ん。どうしても、許認可の比重が大きいからなあ～。どちらかと言うと業界寄りの土業だしなあ。いや、待てよ。「行政書士」という 4 文字、そう、これさえ余り目にした事が無いんだ。これでは記憶に残らないのは当たり前だ。

何時何処でも、何気なしに目にしている看板の色と形、そうして脳裏に焼きついた「行政書士」の 4 文字なら、深層心理的に見ても、安心感と既知感を脳裏に与えることができるはずだ。平成 15 年、こうして Mission がスタートしたのだが、会の統一的な看板といえば、例のカマボコ金看板しかない。これでは、その前(正面)に立たない限り目には入らない。どうする。さあ 俺どうするよ。

認知度が低い原因と、それへの対処方法も分かった。後は「統一された行政書士看板」の色とデザインだけだったが、問題は、全会員が掲げなければ、その効果は半減してしまうことだった。

私が強制したところで、精々理事までが購入してくれるだけで、効果の程は望むべくも無かった。

部長会、理事会と、この案件は可決され、理事以上の役員 30 名が先ず購入してくれた。しかし、このままでは府内 30 箇所しか看板は掲出できず、意図した目的は達成できない。それから暫く経った頃、堀井部長がこう言った。

「宮原さん。いや、会長、新入会員にプレゼントしたらどうです？ 入会金も今年から値上げしたのだから、その一部で、会が入会祝いの品として統一看板をプレゼントするのも手じゃないですか。」

僅か数千円で喜んでもらえ、掲出看板も増えること間違い無しですよ。」

「なるほど。」確かにこれは妙案だった。

遅刻常習犯の堀井部長が放った、久々のクリーンヒットだった。

直ちに統一看板作戦が実行に移された。

しかし、会員への啓蒙のためには、後押し策も必要だった。広報部に、今後、毎号の背表紙に看板の注文枠と、現在の掲示数を掲載するように指示した。

その甲斐あってか、最近では時折、街角で見ることができるようになった。

開始から 3 年、役員 30 名の事務所からスタートした統一看板は、現在では既に 230 ヶ所以上の会員事務所の玄関先で、サワサワと風に揺らいでいる。

Mission イメージを膨らませろ

ある日、府道を走っていたら「境界のことは土地家屋調査士へ」の看板が目にとまった。そうか、これだ！このワンフレーズが行政書士には足りなかったんだ。

(後日、調査士会の懇親会で、担当部長に調査士会からヒントを頂いた話をしたら、いや、いや、行政書士会さんには負けましたヨ。と笑いながら言っていた。)

当時、当会の新聞広告は、主な取扱い業務を羅列する手法で宣伝をしていたが、行政書士業務は他土業の様に特化した業務ではないので、10,000 種にも及ぶ業務を一括りにすることは不可能に思えた。

様々な意見やキャッチフレーズが理事から提案されたが、帯に短し襷に長し状態だった。しかし、下手な鉄砲も数撃ちゃ当たるで、3 ヶ月ほどでイメージが煮詰まり始めていた。

「貴方の権利を守る(守ります。)」 「人生たいいていのことは行政書士(に頼めば)で何とか(なります。)」

こうして、平成 15 年度の監察強調月間用の新聞紙面には、無料相談会のお知らせと共に「人生たいいていのことは行政書士で何とか(なります)」の文字がデデ～んと踊ったのである。

その15 長~い 長~い戦いの始まり

平成17年、任期満了まで残すところ5ヶ月となっていた。

実は、前年の会則改正で、会長の任期は2期から3期へと改正されていた。その気さえあれば留まる事はできるのだが、会のため、制度のためにと、あまりブレーキも踏まずに走り続けて来た私には、後2年という余力は正直残っていなかった。

置き土産を何にしようかと考えていたある日、好ちゃん(第7支部 森田好治)がお茶を飲みに来た。彼は月に一度は私の事務所に来て法律論を一席ぶって帰って行くのが月課になっている。その彼がヒントをくれた。

我々行政書士が、今なんとしてもやらなければならないことについて考えてみた。合格率が2.8%、5.3%、2.6%と難関になっている一方で、公務員歴や他資格者が無試験で行政書士になれるという事実の存在である。弁護士は別格扱いにするとしても、公認会計士、税理士、弁理士、公務員歴による者に無条件で行政書士資格を与えるという大盤振る舞いは他の業法の何処にも見つからない。これは単純代書といわれた30年以上前の遺物にほかならない。

(役所に提出する書類の単純代書なのだから、それを審査し受理する公務員は当然行政書士となる能力があるだろう。公認会計士、税理士、弁理士は公務員より難しい試験に合格したのだから公務員と同等以上の能力があるだろうという程度からの発想に過ぎない。)

単純代書時代においては、今述べたような理由付けもできたのだろうが、合格率が2%台という時代にあっては、行政書士制度に対する弊害の方が目立ち始めている。

しかしながら、この条項を削除するためには、数十万の公務員や他資格者を敵に回しての戦いだから勝つ見込みはない。では、戦略は無いのだろうか?ある。戦略は存在する。

まずは、最初に法第3条を改正して「試験科目を行政書士法に定めること。」というのが私の辿り着いた結論だった。他の士業では司法書士法第6条、税理士法第6条、社会保険労務士法第9条等にもみられるように試験科目が法定されているために、一般人から見ても(条文を開けば)その分野(法)の専

門家と認知されるわけだ。

一方、行政書士法では、行政書士業務に関して必要な知識及び能力(法第3条)とだけ定められ、試験科目が法定されていない(大臣告示で行政書士法上の条文に明記されていない。)ため、法律の専門職ではないとする根拠にさえされてしまっている。

試験科目を行政書士法上に明記することは「この科目(法律)に関しては2.6%の狭き門を通り抜けた専門家ですよ。」と胸を張っている行政書士制度にするということなのである。

この基礎部分の改正を放置したままでは、何が専門家だ。何が代理権だ。ということになってしまい、真の意味での代理権は今後も与えられないであろうことに、我々は一刻も早く気がつかなければならない。

さて次の戦略は、あくまでも試験科目の法定化が前提とはなるが、行政書士の試験科目内容と公認会計士法、税理士法、弁理士法、公務員試験内容、公務員経歴との異同・比較・検討・精査である。

この分析結果次第では、弁護士以外の他士業については、一部試験科目免除、公務員歴については25・30年という妥協点を次の第二段階での法改正の着地点に据えることは可能である。

そして、最終的な第三段階では、公認会計士、税理士、弁理士、公務員歴による者は、試験科目の一部免除は行おうが、法定された試験科目と試験内容、合格率、行政書士の専門性等を勘案すると、無試験での行政書士資格付与については認められない。という結論に辿り着くことは可能なはずである。

17年4月、私にとって、最後となる連合会理事会が始まった。私は最後の勤めを果たすべく理事会でこの意見を具申し、理事の同意を求めた。しかし、あぁ~分かってもらえない。翌朝、二日目の理事会が再開された。私は、再度議長に申し入れて採用を迫った。

そうして「行政書士法改正項目」に「行政書士試験科目の法定化」が取り入れられた。これから先は、後に続く理事さん達にがんばってもらおうしかない。

さぁ 長~い、長~い戦いの始まりだ。

(連載 第7回 完)

行政書士を生きて 30 年

前会長回顧録 (連載 第 8 回)

名誉会長 宮原賢一

その 16 撃たれた雉と煽てられたブタ

< 第一話 >

雉も啼かずば撃たれまいに

10 年以上前になるが、当時の会長は市川(故人)先生であった。非常に温和な先生で、争いを好まず、まあまあ穏便に、穏便にというタイプで、会議には「茶ダンゴ」なんかも差し入れたりと良く気の付く先生で、役員間での評判も非常に良かった。私も運輸交通部長として、市川体制を支える立場にあったが、それは市川会長の 2 期目のことだった。

会長は、総会で副会長 4 名の内 2 名を税理士の兼業者から任命した。

そのことに納得がいかなかった私は「会長、会長の任期は後 2 年で終わります。後継者のことを考えたら、副会長は行政書士専業者から任命すべきではないんですか？」

柔和な会長が、この時ばかりは烈火のごとく怒った。「そんなことは、あんたが会長になってから考える！」

人事は、当時も今も会長専決事項である。たかが、部長風情であった私が、決して口を挟むべきことではなかった。(反省、反省)

(その日から、心なしか、休憩時に私に回ってくる「茶ダンゴ」の数が少なくなったが、その後の鹿田、宮原、姫田体制を支えているのは、全て行政書士専業の副会長である。)

< 第二話 >

ブタも煽てりゃ木に登る

会長は連合会理事として、少なくとも年に 15~20 回程度は、理事会・部会等で東京へ出張しなければならなかった。

新幹線を利用するのだが、旅費規則には「最も経済的な順路と方法で・・・」と定められており、会長といえども、会務にグリーン車の利用はできなかった。

日帰りの会議で東京に行く時など、夕刻、京都に帰るときには、3 人掛けの真ん中などという狭い席で帰る事も暫しであった。

そんなこともあり、私は何日の頃からか、グリー

ンで東京に行くことを常としていた。勿論、そのグリーン代は自腹である。

そのゆったりとした席で、ウトウトしながら考えた。710 名(当時)を代表して、東京まで会議に行く会長が、こんな状態で良いのだろうか？グリーン席の往復を、自腹で負担して帰るのが、正常な行政書士会の姿なのだろうか？

実は、私がこう思うのには理由があった。当初の 2 年間、私の代わりに、連合会に理事として出席していた姫田副会長(当時)が良くぼやいていた。「夕方会議が終わり、帰ろうにも 3 人掛けしか空きがないときが結構あって、京都に着いたらクタクタですよ。」

また、ある時、協会の京都本部長と話をする機会があった。その本部長は「私が東京に出張する時は、必ずグリーンで、宿泊はプリンスを常宿としています。勿論これは、会に負担させています。当たり前でしょうが、皆の為にがんばっているのは私なんですから。」

会議に集中するためにも、移動と寝る時くらいはゆっくりとしたいですよ。」「ウン、ウン」仰せご尤もと頷く私。

私が会長に就任してから 1 年が過ぎた。

私は、以前から考えていた案を実行に移した。「700 名を代表して、東京まで会議に行く人が、その往復 5 時間を狭い普通指定席という、こんな状態で良いのだろうか？

それが嫌なら、年間 20 回ものグリーン席の往復を、自腹で負担して帰れというのが、正常な会務執行の姿なのだろうか？

会長は、常にグリーン席とタクシーを利用し、一流のホテルに宿泊させてやれ・・・とまでは言わないが、せめて、疲れを癒せるグリーン席の利用ぐらいいは認めて頂きたい。」

宮原のヤツ、会長になった途端に・・・の声があちら此方から聞こえてきそうな雰囲気だったが、俺が先鞭さえ付けば、後に続く会長はもっと楽に会務をこなせる。

こうして旅費規則は「最も経済的な順路と方法で・・・」から「経済的な順路と方法で・・・」に改められ、同時に、300km 以上遠路の会務は、会長の承認があればグリーン席の利用が可能になった。

「会長、いつも会員のために会務ご苦労様です。」「・・・と、ほんの少しだけ心を擦れば、会長は今よりもっともっと頑張っ、ひょっとしたら百日紅の木にさえ登るかもしれない。」

その17 俺を「先生」と呼ぶな！

私が会長の時、多くの役員は同世代であり、理事、部長職等も一緒に経験してきた、所謂仲間達だった。その気楽さから、皆は「宮原さん」「宮原先生」と呼び、「会長」と言ってくれる役員のほうが少ないくらいだった。私も、そのことに特に違和感もなく、会務をこなしていた。

ある日、三階の会長席で決裁を行っていた。事務局の職員がお茶を持ってきてくれたのだが、その職員が「先生、こちらの書類にも決裁をお願いします。」と言った。急激な違和感が私を襲い「先生じゃないだろう。会長だろう。言い直せ！」職員はビックリしたようで、慌てて「はい、会長」と言い直した。

シマッタ。シマッタ。シマッタ。私は漸くにして気がついた。仲間で支えあって和気藹々と会務を遂行することと、職責、職務、職名は「規律」において全くの別物だ。規律がなければ、そこには馴れ合いが生じ、組織の「籬(タガ)」は必ず緩む。会長になってから、既に2年が経過しようとしていた。

今から間に合うのか？不安ではあったが、翌月の部長会の席上「今後は、私のことを宮原さん、宮原先生と呼ぶことを禁止します。必ず、会長と呼んでください。同様に、副会長は先生ではなく、副会長、部長も部長と呼んでください。

つまり、職名称呼による内部規律の徹底です。このままでは、事務局職員に対しても、示しがつかなくなります。」

会議録を取っていた局長には「局長、私の発言の意味が分かりましたね。職員には局長の方から、この旨を徹底させてください。

今迄、特に指示をしてこなかったこともあるので、半年間は猶予を与えますが、遵守できない職員については、賞与で査定します。」

しかし、長年染み付いた「呼称」は、そう簡単に直せない。その後も職員達は何時も言い直していた。「先生、あっ、会長お願いします。」

それからの私は、常に意識して発言するようになった。「この件に関しては、部長から説明させます。」副会長に担当してもらいます。「はい、理事どうぞ。」「主任」「さん」職員に対しても、率先して職名で呼んだ。

そうこうして、8割方が是正されたと思われる頃、私の任期が終った。

皆どうしているかな？
相変わらずの「さん、先生」呼称に戻ってしまったのかな。
内部規律の第一歩である「職名」での呼称が定着したのかな？

その18 ウナギの寝床と萌

本会の事務局は、間口が5mにも満たず、奥行きは20m以上もある、京都独特のウナギの寝床会館である。

そのため、長い通路と狭い事務局、狭い会議室となってしまう、レイアウトの変更のしようが無い建物だ。このため、新入会員の応接場所にも事欠く有様で、会員には今もって迷惑をかけている。

「本会の職員には制服も無いのか？」「職員なのか、私用で来ていた人なのかの区別もつかない。」と会員から質問を受けたことがあった。

もっともなことではあったが、職員の中には皮膚が弱い者もあり、衣服の種類によっては炎症を起こしてしまうので、中々統一した制服で、かつ肌に優しいというのは難題であった。

もう一点の最大のネックは、制服の採用となると、それは女子用のロッカールーム設置と同義語になる。

現状でさえ、応接用のスペースにも事欠く有様では、職員のロッカールーム設置は不可能であった。

職員にも相談したが、中々意見が纏まらない。「取敢えず、何でもいい。任せるから、着替えなくても(ロッカーが無くて)済む様な服を選んでくれ。」と言ったところ、数週間程してお揃いのエプロンスタイルにしますと申し出てきた。

茶色のエプロンスカートで、私服の上から着ることができるので更衣室は必要なかった。

こうして初めての制服？らしい、統一された服を着用することになったのだが、エプロンスタイルだったため、何時しか、掃除や作業時の作業服となり果て、自然消滅してしまったようだ。

いま、職員はアクア何とかのコンプレを着用している。値段もさることながら、やはり紺のブレザーの方が品性もいい。

茶のエプロンも「萌」らしくて、良かったのだが、時代を先取りし過ぎたか？……………

(連載 第8回 完)

行政書士を生きて 30 年

前会長回顧録 (連載 第9回)

名誉会長 宮原賢一

その19 情に棹差せば流される

姫田会長になって、最初の理事会が開催された。最初ということもあり、出席を要請された。概ね案件が終了した頃、名誉会長や相談役の件で議論があったことがある。

鹿田元会長は、良く会を纏め、長年がんばってくれた功績のある人だから、今後も引き続き名誉会長とし、宮原前会長、鹿田元会長の二人が名誉会長でも良いのではないかという議論であった。

あらら？

ここにも、会則を理解(読んでいない)していない部長や理事がいる。感情論ではなく、会則という最低限のルールを踏まえた議論ができないでいる。困ったもんだ。仕方ない。また私が悪役になるか・・と重い腰を上げた。

本会会則第20条では、役員(理事以上)の任期については原則2年間とされているが、再任を妨げないと規定されている。

第24条では、名誉会長等については、委嘱した会長の任期中(最長3期以内)とだけ規定されており、再任を可能とする規定(例えば、第24条第3項として……その委嘱した会長の任期中とする。ただし、再任を妨げない。)が存在しない。

このことから、就任期間に関し整合性のない規定を拡大解釈(再任可能)し、会則の意図したところを曲げることは、原則的に許されないと理解すべきは当然である。

第24条の委嘱基準は「前会長は、さしたる問題も起こさずに会務を執行し、無事任期を勤め上げたということに対する、感謝と敬意を払う意味から、新会長が理事会に諮り、権限のない名誉職に就任させる。」ということに他ならない。これは、ご褒美的な意味合いが強い役職なので、無事に任期を勤め上げさえすれば、選出の基準や功績の検証を経ることなく、新会長の判断で推挙可能な規定になっている。

(何故なら、名誉会長には会務執行上における何らの権限も存在しないからである。)そして、何等の権限のない役職であり、また最

後の花道を飾るという色彩が強いために、「委嘱した会長の任期中」として、名誉会長等の名誉職に対する「再任規定」を取って規定していないのだと読み解くことができる。

もしも、議論のように再任は何回でも可能と判断するのであれば・・・・・

会則改正をして、再任条項を挿入する。再任することに対する根拠・基準・功績検証をおこなう。

顕彰委員会に類する委員会の設置等による答申を経る。

という組織上の手続面での構成を完備させなければならぬ。こういった会則改正や組織構成が完備されないままに、一部の感情論で「名誉会長職は、何回でも再任可能だ。」とすることは、著しくその根拠を欠く論理であるということが出来る。

名誉会長や相談役が多ければ多いほど、新執行部は独自の舵取りに苦勞する場面も想定され、また、会務執行上の権限がないとはいえ、「船頭が多過ぎて船が山に登ったら大変」ということも心配しなければならなくなる。

従来、京都会ではこういった事も考慮に入れ？前述したような組織構成をとっておらず、また、名誉会長がその職に何回も再任されたという経緯も無いことからして、会則第24条は感情論に振り回されること無く、素直に読み、理解する(名誉会長である期間は、委嘱した会長が会長職にある期間限り)ことで足りると考えられる。・・・・・と意見具申をした。

好むと好まざるとに関らず、ルールはルールとして現に存在する。情けの川に流されてはいけない。こうして、私は又もや「宮原さんが、鹿田さんを相談役に追いやってしまった。」として、当初の予想通りに悪役となった。辛いなあ。

ところで、数年前、連合会会則の改正が行われ「名誉会長、相談役などは、理事会等の会議に出席できる。」との無制限条項から「・・・会長が要請した会議(にだけ)に出席することが出来る。」「・・委嘱した会長の任期と同一とする。」とへ改正した。

それもそのはずで、当時の連合会の名誉会長、相談役(終身)の総数は20名前後、会則通り執行せよと言われていたら、とんでもない規模(80人)の理事会となってしまう、その交通費・宿泊費の負担だけでも膨大な額となってしまう。連合会も、もっと早く気づけよなあ～。

その20 良からぬ虫が眼を覚ます

私の事務所で扱う業務の半数以上は、自動車関連の業務である。そのため、運輸支局、警察署、自動車税事務所等とは、できるだけトラブルを避けるように心がけていたのだが……

もう20年近くも前の 県陸運事務所でのこと、自動車の抹消(廃車)登録に行ったときである。「宮原さん抹消完了しましたが、納税証明を付けてください。」「何?何?」「納税証明書がないと抹消証明書を渡せないんです。」「??車検以外で、道路運送車両法の何処にそんな規定がありましたかネ。」「いや、そうではないんですが、 県ではそういう決まりになっているんです。」「そうですか、その決まりとやらが書いてある条例を見せてください。」「

あ??いや、結構です。車検証です。どうぞ。」「有難う。ところで、自動車税管理事務所の所長さんには何処へ行ったら会えますか?」

後日、 県の行政書士に確認してみると、 県では自動車税の完納推進を図るため、自動車の抹消時には、納税証明を求められているとのことだった。何とも巧い手を考えたもんだ。行政官僚の知恵には舌を巻いたが、その後、 県においては、自動車の抹消時に、納税証明書の添付を要求されることは無くなったと聞く。

ある日のこと、私は京都の陸運事務所(当時)に自動車の移転登録に行った。今日は仕事も暇だし、少しカラカッテみるか。そう、私の中の良からぬ虫が又もや眼を覚ました。

自動車登録の通常の手続きにおいては、申請書一式を自動車税管理事務所に提出し、取得税の審査を受けてから、運輸支局の窓口申請するのだが、今日は素通りし、支局の窓口申請した。登録が終わり「宮原事務所さん」と呼ばれたので、車検証を受け取りに窓口に向かった。「宮原さん。税の申告を忘れていますよ。先に行ってください。」「

分かった。ここにはもう立ち寄らないから、車検証も一緒に下さい。」「

「税の申告が済んで無いので、車検証は今渡せません。先に申告を済ませてください。」「

「おかしいなあ。貴方は府税の職員(地方公務員)ですよ。自動車登録官(国家公務員)でもない貴方が、何の権限で言っているの。」「

「??そういう決まりになっているんです。」「

「そちらの決まりは関係ないよ。貴方がどんな根拠(法)に基づいて言っているのか聞いてい

るんだけどな。」「???」

自動車の検査や登録が完了したら、国土交通大臣は……検査証を交付しなければならない。(道路運送車両法第60条、第71条4)

自動車税の納税義務者は……登録の申請をした際……申告書を提出しなければならない。(地方税法第152条)

自動車取得税の納税義務者は……自動車の取得、登録、検査、届出の時……に納付しなければならない。(地方税法第699条の11)……この「際」と「時」の言い回しが微妙だな。両方とも時間を意味しているが、「際」のほうが時間的には、その前後に余裕がある規定で、「時」は、ほぼ同時にという意味かな?しかし、別個の手続きであることには違いない。

私は、自動車登録と自動車(取得)税の申告納付という、二つの流れが存在することを言ったのだが、その府税の職員は、一つの流れの中に登録も税の申告納付もあると、習慣的に教育されていたのだろう。

「貴方は府の職員でしょ。車検証の交付は国土交通大臣(現)の委任を受けた運輸支局(現)の職員の職務であって、貴方には、車検証の交付を行う職務権限さえ付与されていないのですよ。

委任も受けてない人が、代理人である私に向かって、車検証を交付しないとは何事ですか。第一、府の職員である貴方は、どういう契約の元に、国の庁舎であるこの建物の一角に席を設け、車検証交付の可否を決定しているのですか。法的根拠と授權内容を教えてくださいヨ。

そもそも、自動車の登録手続と自動車税関係の申告納付手続とは全く別な手続ですよ。

貴方は、それをガラガラポンと混ぜてしまって当たり前のように思ってしまったんですよ。違いますか?」

その職員(まだ若く、からかうには気の毒だったが)は、漸く事の重大さに気付き始め、ベテラン職員に応援を求めた。「宮原さん。済みません。」「分かればいいよ。だけど、何時か又誰かが同じ事を言うかもしれないよ。

大阪府税は法律通りに職務を執行しているから、参考にしたほうがいいよ。」「

先日、久しぶりに京都の運輸支局へ行った。あの時の私の忠告が、等閑にされている。

良からぬ虫が又また眼を覚ましそうで怖い……

(連載 第9回 完)

行政書士を生きて 30 年

前会長回顧録 (連載 第 10 回)
名誉会長 宮原賢一

その 21 三種の神器

昭和 60 年頃、当時はワープロの黎明期だった。手書きはダサいし、かといってワープロは 50 万円以上、オフコン(業務用パソコン)は 200 万円以上する時代だった。そんな時にブラザーから「日本人タイプライター」という触れ込みのワープロが 98,000 円で発売され飛びついた。液晶はバックライト無しの一桁だけでしかも 16 文字表示、単漢字変換、16 ドットという仕様だったが、印刷された文字の美しさに、その頃は感激したものだ。

そんなこんな頃、連合会と単位会を結び FAX 網が出来た。誰も FAX なんて持っていなかった頃であり、各単位会に設置された FAX は 1 台が 120 万円もした。

暫く経った頃、三上先生(当時副会長)が「これからは行政書士も FAX が必ず必要になる。私も買うから先生も買わないか?」と言った。買わないかと言われても・・・ウーン 値段は多少下がってきていたが、それでも見積は 90 万円だった。妻にその話をすると「行政書士会と三上事務所と宮原事務所の 3 箇所だけで一体何を送信するの?」と手厳しかったが意を決して購入した。

妻の言ったとおり、その後の一年余りは正に 3 箇所だけのお遊び状態だったが、電話と並んで FAX 番号が記された自分の名刺を見る度に、新し物好きな自己満足に陥っていた自分があったことを思い出す。

しかし、FAX はその後急速な伸びを見せ、瞬く間に主な企業に設置されて行き、漸く我が事務所の FAX も活躍の場を見出したのだった。今では、その FAX もどの事務所でも普通紙が当たり前になっているが、我が事務所の FAX は、昔も今も相変わらず、感熱 100m のロール紙機種である。

理由は至って簡単で、FAX 文書の 8 割が記載内容の確認用途だけであり、正式文書用途はその 2 割にも満たないからである。2 割の文書のために紙代とトナー代を投資する意味は無い。

さて、昭和が平成に移ろうとする頃、仕事での連絡はポケベルが主流だった。私と妻と補助者の 3 人がポケベルを持ち、事務所の電話番は母がしていた。

ベルが鳴るたびに、近くの公衆電話を探し連絡を取り合う日々が続いていた。

しかし会員にも余裕ある人はいるもので、竹澤副会長(当時)は、その当時から携帯電話を使用していた。携帯といっても当時のことなので、肩から重いバッテリー付きの電話を下げるタイプの電話で、先生は何時も「ふう～ふう～」言いながら歩いていた。

よほど重かったんだと思うが、それでも傍目には羨ましくて仕方なかった。

丁度その頃、親しくしていた大阪の行政書士が業務用無線を導入し、その便利さを滔々と話してくれた事があり、その紹介もあり業者を呼んで説明を聞く機会があった。

愛宕山と比叡山に基地局があり、電波の到達距離は 40km 以上、京都なら市内全域と大津、枚方、奈良市をカバーし、業務用なので混線はゼロだという。これは事務所の行動半径の 90% 以上をカバーする十分な範囲だった。

ところが値段を聞いてビックリした。基地局と自動車用無線機 4 台セットで 220 万円也、7 年ローンで毎月 28,500 円だという。

た、た、た、高いなあ～。

その上、業務用なので 3 級無線技師の試験を受けて下さいとも言われた。

ここで、はたまた妻の登場である。

「そんな高い機械を買って、何の役に立つの? 今はポケベルで充分仕事が出来ているでしょう? 違うの?」

それはそうだが、無線の機動性に一遍に惹かれてしまった私はとうとう契約をしてしまった。当然、妻の怒りはしばらく続いたが・・・設置後、一週間もしない間に「無線ってとっても便利ね。」と言い出した。オヤオヤ

業務用無線を導入してから今年で 15 年が過ぎたが、今では無線無しでの業務処理は不可能と思えるほどに活躍している。(使い次第では、補助者一人分程度の働きは充分してくれている。)

携帯電話が全盛だが、無線のメリットは何と言っても同時同報通信機能(タイムラグゼロ)と運転中でも道路交通法違反に問われないことにある。

瞬時に人の位置と動きが把握できることと、一通話 60 秒以内という制約はあるものの、24 時間使い放題という魅力は、今の DOCOMO にも au にも無い。